

「合理性」の概念特性

——ヴェーバーの合理性類型論の再検討——

杉野 勇

本稿の基本的な目的は、社会学の分析・記述の道具として「合理性」という概念を捉えようとした場合に、どのような特性を認める事が出来るか、示す事である。かの有名なマックス・ヴェーバーの類型論は、本稿の観点からは維持しがたいが、しかしそれは或る種の問題の所在を遂行的にはあるが際立たせている点でなお興味深い。ここでは、素材としての彼の類型論（具体的には「目的合理性／価値合理性」や「形式合理性／実質合理性」といったダイコトミイ）を、ニクラス・ルーマンに依拠した「問題加工」という概念枠組を以て分析する。その結果として、認知的レベルと評価的レベルの関係という点にこそ「合理性」概念の有意な特性がある事を明らかにする。

1. はじめに

「合理的である」という述語は、日常言語のみならず社会学の記述に於ても実にしばしば目にする述語の一つである。ナイーヴな語用に於てはそれは肯定的な評価の言明とほぼ等価であり得るが、『合理的な愚か者』に代表される様に[Sen, 1982 = 1989]、或る種の論考に於てはアイロニカルに使用される。しかしそれも、レトリカルな語用を越えてその概念特性を詳らかにしているとは言い難い。社会学の業績の中には、こうした「合理性」概念それ自体を対象とした論述も多々あるが、「・・・的合理性」といった「連字符合理性」の分類を産出するものが多い様に見受けられる [Weber, 1922 = 1972] [Habermas, 1981 = 1985]。成る程それらは「合理性」が多義的であり得る事を一覧させてくれるものの、何故多義的であり得るのか、そ

して、その多義性を越え出るところの、つまり如何に多義的であろうともそれらが全て「合理性」という概念で指示される事を可能にするところの、「合理性」としての特性は何であるのかを、必ずしも明らかにしてはいない。本稿はこの点を明確に規定する事を目的としている。その際に考察の糸口となるのは、ヴェーバーの類型論である。本稿は類型論に対しては批判的であり、新たな「類型論」の構築を目的としている訳ではないが、彼の類型論はそれでもなお、合理性の概念特性を考える上での重要な観点を遂行的に明らかにして興味深いものとなっている。

「合理性」の概念は、ヴェーバーの社会学の中でも重要な位置を占めていると言われる。例えばよく知られているところでは、『宗教社会学論集』の序言には「歴史上西洋にのみ成立した特殊な合理主義」に対する強い関心が表明されているし [Weber, 1920 = 1972: 5-29]、また、

ヴェーバーの比較歴史社会学全体を合理化の進展史の叙述、合理化に関する一つの進化論として読む著名な論者も存在する⁽¹⁾。しかしながらそれらの論者も述べている様に、ヴェーバーの合理性概念は、それが持つ位置価の大きさに比すと不釣り合いな程に、極めて不明瞭であると感じられる。G・エーストライヒは「規律化の歴史」を以てヴェーバーの「合理化の歴史」に対置せしめたが⁽²⁾、一例としてこの両者を比較してみると、「規律化」の概念が或る程度明瞭且つ一義的であるのに対して、ヴェーバーの「合理化」は多義的であり、それ故にその概念を組み込んだ命題に対しても真偽を一意に決定する事が極めて困難になっている。それは歴史的・社会的命題の真偽を決定する事が通常困難であると言う時の程度を大きく超え出ていると言えるのではないか。

その様な曖昧さははらんでいながらも拘わらず、とりわけ「目的合理性／価値合理性」と「形式合理性／実質合理性」の2つのダイコトミイは、社会学者の間での共通語として知られている。このうち、前者の「目的合理性／価値合理性」のダイコトミイは彼の行為の4類型論とも結び付いているが、これは類似の類型論である支配の3類型と比べても批判的検討に晒される事が少ない。しかしこれらのダイコトミイは、実は社会的に見た時極めて示唆的な論点を孕んでおり、その論理構造の分析がまず必要となる。

2. 行為の4類型の再構成

ここではまず、行為の類型論を批判的に検討する中で、これらのダイコトミイが「合理性」概念の特性を把握する上でミスリーディングである事を示したい。『社会学的基礎概念』の

「社会的行為の種類」に於けるヴェーバーの記述を簡潔に再構成してみよう [Weber, 1922 = 1972: 39-]。

そこではあらゆる行為が4種類に分類される事が言われているが、そこに於ける分類基準は二つであると考えられる。最初の分類基準は、行為の意義・意味についての反省的意識があるか無いか、である。この基準によって伝統的行為・感情的行為と目的合理的行為・価値合理的行為が分かたれる。「純粹伝統的行動」にはこの意識は無い。「純粹伝統的行動は、前節に述べた純粹反射的模倣と同様に、意味的方向を有する行為と呼び得るものの正に限界にあり、限界の彼方にあることも多い。」 [ibid: 39]。極端な場合、無意識的・反射的行動と区別できない。習慣の固執（伝統）が意識的に維持される場合には次の「感情的行動」に近くなる。「純粹感情的行動」もまた、「意味的方向を意識的に持つものの限界にあり、限界の彼方にあることも多い」 [ibid: 40]。感情的行為が感情の意識的発散として行われる様になると、それは価値合理化や目的的行為（或いはその両者）が始まる事を意味する。

二つ目の基準となるのが、行為の意義が行為そのものに志向しているか、それとも行為の帰結に志向しているかである。感情的行為と価値合理的行為は前者であり、目的合理的行為は後者である。従って「伝統的行為・感情的行為・価値合理的行為・目的合理的行為」は、分類の基準となっているポイントに忠実に沿って考えるならば、習慣によって起動する無反省的行為・情動によって起動する無反省的行為・行為そのものに志向した反省的行為・行為の結果に志向した反省的行為、の4つであると言う事が出来よう。無論ヴェーバーは—彼がタイポロジーを構成する際に常に付言する事であるが—

現実の行為はこれらの理念型間の境界について流動的であるとしている。

こう定式化し直すと、問題となり得る点は幾つかある。例えば、第一の基準が、彼言うところの「社会的行為」の分類基準として成功しているかどうか疑問である。行為Handelnと行動Verhaltenとは主観的思念によって意味付けられているかどうかで区分されていた筈であり、第一の基準はどちらかと言えばこの「行為／行動」の区分である。その上で「行為」を分類する為には、たとえ「意味のある行為と、主観的に考えられた意味を含まぬ、単に反射的ともいべき行動との境界」が「甚だ曖昧」[ibid: 9]であったとしても、仮に意味のある行為であったとして、その先の分類基準を提出すべきである。先の箇所、ヴェーバーは「伝統的行為」「感情的行為」と言い切れずに、「伝統的行動Verhalten」「感情的行動Sichverhalten」という用語を使用しているところにこの問題が暗黙の内に表明されている。特にこの点に関して、「伝統的行為」の二義性が問題となる。つまり、単に慣れ親しみによって半ば無意識的に反復される行動と、意識的に伝統を保持して行われる行為とは、その性格を大きく異にするのである。後者は「伝統」という、正に「価値」に志向した行為であり、「価値合理的行為」に対する種別性を示し得ていない。この点は支配の3類型の中の「伝統的支配」の類型にも言える事である⁽³⁾。

そしてここでのテーマにとっては最も重要な点であるが、「行為そのものへの志向／行為の結果への志向」という分類軸が反省的行為の下位分類基準として適当であるか否かも疑問である。この点に関して、価値合理的行為についてのヴェーバーの記述はアンビヴァレントであると言わざるを得ない。感情的行為と価値合理的

行為を区別するものは、「行為の究極目標が意識的に明確化され、終始、それを計画的に目指している」[ibid: 40]かどうかである。価値合理的行為は行為自体に意義を見出すにも拘わらず、ここでは「究極目標」に対して手段的性格を与えられている。そしてその意味では目的合理的行為と区別出来ない。逆に、目的合理的行為についても、ヴェーバー自身はその手段的性格を強調するが、「追求され考慮される自分の目的」[ibid: 39]については殆ど必ず何らかの評価的なレベルが存在している筈である。そうでなければそもそもその目的は追求されはしないだろう。目的の背後には大抵何らかの価値が存在する。究極的目標と呼んでも良いが、それが究極的に目標とされるのは正にそれに価値が帰属されているからである。「目的／価値」のダイコトミイで言われる時の「目的」とはこの「価値（＝究極目標）」を達成すべく分析的に、言わば「問題を加工する」事によって見出された具象的な行動指針の事では無いだろうか。

こう見ると、価値合理的行為と目的合理的行為の相違は単に程度問題に過ぎないものとして捉える事は適切でない。それは、単一の合理的行為を構成するところの評価的レベルと手段的性格を諸行為の類型という平面に投影しており、その結果それぞれの単一行為については、言わば二次元的構造を一次元に縮減してしまっている。この行為の合理性の構造をうまく捉える為の枠組みが必要である。

3. 問題加工と合理性概念の特性

その枠組みとして、ここで「問題加工」の概念を導入する。この「問題加工」という概念は初期Niklas Luhmannの発想にヒントを得ている。彼は自らの「システム／環境」理論に於い

てシステムにとっての「問題」を、不安定なもの・つかの間のも・例外的に均衡を乱す様なものとして見る考え方を拒絶している⁽⁴⁾。「恒常的なプロブレマティク」はプログラミングによって「解決され得る問題」へと作り変えられ、それによって当座の行動が可能となる。しかし「解決され得る問題」を継続的に解決し続ける事によっては、恒常的なプロブレマティクが最終的に消滅する訳ではないし、それ故解決された問題がなおも問題性Problematikを孕んでいるという事が意識されていなければならない[Luhmann, 1968 = 1990: 237-246]。この「問題性」についての把握を本稿も受容している。但し以下の論述に於て主に念頭に置いているのは個人行為者である。ルーマン自身のシステム概念には個人行為者も含まれる（「心理システム」）故、これを適用するのは問題ないが、しかし個人行為者としての合理性と、「社会システム」にとっての合理性を区別するかどうかについては、システム概念を巡る視点の問題が重要になるが故に、本稿では判断を保留したい。

Luhmann自身は、「恒常的な問題性」から「解決され得る問題」への作り変えを「問題縮小」と呼んでいる。これは彼の「複雑性の縮減」という観点と呼応したものである為であろう。ただ「恒常的な問題性」は（言語的な）定式化に於いては具体的な規定度が著しく低いのが通例であるのに対し、「解決され得る問題」の方は具体的な規定度が高い。と言っても、この事は「複雑性の縮減」という彼の観点と矛盾する訳ではない。具体的規定度が低いという事は即ち複雑性が縮減されていないという事だからである。又、一つの恒常的問題性から複数の解決され得る問題が導出され得る⁽⁵⁾。規定度を高めれば、具体的な行動の指針としてはより明確になるが、その代わりそれが実際に根源的プロブ

レマティクへの適切な対処法であるかどうかは不確かとなり、従ってよりポレミカルになる。逆に規定度を低いままに止めておけば、プロブレマティクからの乖離の程度が少ない事が期待されるが、しかし正にその事によって、どのようなオペレーションを接続させれば良いかという事について指示する事が少ない。通常はこれに、更に規定度を上げる作業が続く事になるだろう。これらのニュアンスを出す為には、特に定量的な含意は必要ないし、むしろそういった含意の負荷がかかる事は避けた方が良い為、「問題縮小」よりは「問題加工」の方が適していると考える。そしてまた、信頼問題に於ける外的不確実性の内的矛盾への転換⁽⁶⁾や、組織に於ける外的コンフリクトの内的矛盾への転換[Luhmann, 1968 = 1990: 170]といった、外から内への問題状況の転換も問題加工の一形態として捉える事が出来る。

上述した様な「問題加工」の概念を「目的」と「価値」の関係に適用するならば次の様に言う事が出来るだろう。即ち、抽象的なプロブレマティクとしての「価値」が具体的な、解決され得る問題としての「目的」へと加工された場合、その加工がうまく為されたならば、目的合理的行為はその程度に応じて価値合理的でもあると言わねばならない。またその場合、目的合理的でなければ価値合理的でもあり得ない。問題加工のプロセスがそれ自体問題を孕んでいる場合には、目的合理性と価値合理性のこの対応関係は崩れ、目的合理的であっても価値合理的でないという事態が生じ得る事になる。その中には、実践的に極めて重要であるが、抽象的問題性を加工して得られた複数の下位目的が相互に排他的な、或るいは矛盾する場合というのが存在するだろう。問題解決過程は根源的なプロブレマティクから離れて行くのであり、それ故

常に「解決された問題がなおも問題を孕んでいる」ということが、意識されていなければならないのである」。

逆に、或る行為が価値合理的かどうかを判断しようとする、—それが単なる価値志向の行為ではなく正に価値「合理的」行為であるならば—具体的行動基準としての目的が必要となる。それ無しには先ず以って具体的な行為・オペレーションが可能にならない。つまり問題は加工されねばならない。価値合理性の達成には、正にそれが「合理性」の達成である為には、先ずプロブレマティックの加工によって適切な目的が達成され、それに対して「目的合理的」な行為が為されねばならないのである。

こう考えると、「目的合理性」と「価値合理性」と呼ばれているものが、共に程度の差を伴いつつ評価的レベルと手段的性格を合せ持っている事が良く理解出来るのではないだろうか。正確に言えば、正に評価的レベルと認知的レベルの「関係」という地平に於いてのみ合理性を語る事が出来るのである。言い換えると、「合理的行為」を語り得る為には、まずそれが「何に対して」合理的なのかという点で、当該行為の価値的志向が存在しなければならない。これが評価的 (evaluative) レベルである。故に、コンテキストフリーに「合理的行為」を語る事は出来ない。「何に対して」合理的なのかを言わずして、合理性を語る事は出来ない。そして同時に、その行為が志向するところの価値の実現に、その行為の遂行が確かに寄与すると考え得るだけの因果論的分析（これは極めて緻密なものからごく素朴なものまであり得るだろう）に支えられていなければならない。これが認知的 (cognitive) レベルである。この意味で、或る一つの行為が目的合理的か価値合理的かのいずれかに分類され得ると考えるのは誤

りであろう。それはせいぜい、認知的レベルか評価的レベルかのどちらかにウェイトがかかっている事を示し得るに過ぎない。しかもそのウェイトはもしかしたら実際の行為に於けるウェイトというよりは、それを観察する者の観察に於けるウェイトかもしれないのである。

そしてまた、因果解釈というプロセスが入る事は、単に当該行為とそれの志向する価値地平とが関係していると言うだけに留まらず、それ以上の事をも含意していると考えられる。即ち、それらは関連付けられつつも一体であってはならないのである。その意味は、例えば或る行為がそのものとして価値がある、という場合、勿論何らかの行為をそう思いなす事には何の問題も無いが、それを「合理的である」と記述する事には違和感が生じずにはいないという事である。その行為は価値がある、それだけの記述で既に十分且つ満足のゆく記述であり、それが更に「合理的である」と記述する事は無意味であるか、若しくはリダンダントである。ヴェーバーが「価値合理的行為」を説明する際、それにいくばくか手段的性格を与えていたのは、「合理性」概念のこうした含意を感じとっていたからでは無いだろうか。

さて、以上の様な考察を他の論者の議論と比較しつつより明らかにしてゆこう。

シュルプターはヴェーバーの行為類型論を検討しながら、行為志向を認知的領域・評価的領域・表出的領域の3つ（これは古典的な「真・善・美」のゼマンティックに対応している）に分類している。構造的見地からは3つの行為類型しか存在しないと、その3つの領域のそれぞれに目的合理的行為志向、価値合理的行為志向、感情的行為志向を帰属させている [Schluchter, 1979 = 1987: 187]。そして、具体的な行為は常にこの3つの領域全てに同時に関係付けられて

いるのであり、従って3つの行為類型は差し当たりこの諸関係の内のどれが前面に出るかを示し得るに過ぎない、と論じている。

シュルプターの言う認知的志向と評価的志向は、既に論じたところの、「合理性」の概念を構成する認知的レベルと評価的レベルに相似している。しかし、表出的志向は、それ自身が行為に対して独自の価値地平（即ち評価的志向）を導入すると考える事も可能である。例えばロマン主義者や審美主義者がその様なものとして考えられる。それ故に本稿ではこれを認知的志向・評価的志向と同列に扱えない。「合理性」とはあくまで認知的レベルと評価的レベルの二つのレベルの間関係に存するのである。更に、シュルプターの場合、一つの行為の構成素として3つの志向性を分析的に取り出しているにも拘わらず、それがそのまま「成果志向的行為・固有価値志向的行為・情動的行為」として再度諸行為の分類に使用されている。これは彼のいう3つの志向性に於て相互の関連が特に想定されていない事から可能となっているのであるが、本稿が「合理性」の構成素として措定している認知的レベルと評価的レベルは、正にそれが関係付けられている点に重要性があるのである。これらから分かる様に、ヴェーバーの行為類型論を出発点としてシュルプターと本稿では一見相似した議論を展開しているが、実際にはかなり異なった再構成を行っている。この様な相違は、シュルプターの主題が「行為の構造」であるのに対して本稿の主題が「合理性の構造」である事に由来しているだけなのか、或いはそれ以上の事を含意しているのかは、ここでは明らかにはならない。それにはまた別の論考が必要となろう。

また、ルーマンは次の様に論じている。ヴェーバーによる行為類型の区別は、全ての行為が

目的に志向する訳では無い事、そして全ての目的が価値合理的な訳では無くむしろその多くは情緒的又は伝統的に規定されているのだという事を表現している。しかしながら、目的合理性と価値合理性がばらばらに分解している様なケースは本来、最早「合理的な」行為ではない。因果解釈と価値地平は互いに関連し合いながら共働して行為の合理的構造を成すのである[Luhmann, 1971: 91]。この最後の言明は本稿の主張とほぼ同一である。しかしながらルーマン自身はここから更に、個々人の行為の合理性と、社会システムの合理性は区別しなければならないと論じているが、先述した様に本稿ではシステム概念の検討は行っておらず個人行為者を念頭に置いている為に、それ以上の同意は保留せざるを得ない。ルーマンと類似のものとしては、佐藤俊樹が「合理性とは、複数の行為がある準拠点に関係づけるその関係づけのことであり」としている[佐藤, 1993: 49]が、これに対しても本稿は、基本的に同じ方向性を有しつつも、「複数の行為」にまでは言及していない。但しルーマンは「社会システム」を論じていたのに対し、佐藤の記述は或る個人の複数の行為として読めるので、必要な敷衍を行えば受容は可能であるかもしれない。「それぞれの合理性の違いは、行為が関係づけられる準拠点の違いによる」[ibid] という見解などは全く共有している。

4. 目的と価値の重層性と視点の重層性

以上で論じた「価値と目的」の論理的連関については、ヴェーバー自身も無論或る程度気付いていたであろう。現実の行為は理念型間で流動的であるとかその混成物であるなどといった但し書きを頻繁に付けているのもその為であら

う。目的合理性と価値合理性との関係について、論理的連関としてではないが現象的連関として多少言及している。更に言うならば、「目的合理性／価値合理性」という図式に仕上げられたのはかなり後になってからの事であり、しかもあくまで暫定的な形でまとめ上げである。より以前の『理解社会学のカテゴリー』では「予期に志向した行為」と「価値に志向した行為」が区別されて前者が目的合理的行為と名付けられているが、後者には未だ「価値合理的行為」という名称は用いられていない [Weber, 1913 = 1990: 44-46]。より遡って『ロッシヤとクニース』を見てみると、そこには本稿で述べた、「価値」から「目的」への問題加工のプロセスと極めて似通った記述が見出せる。「…『人格』の概念、すなわち特定の窮極的『価値』と生の『意義』—これらは右の人格の所為のなかでみずからを目的と化しかくしてこれを目的論的に合理的な行為へと転化せしめる—に対する恒常的な内的関係のうちにその『本質』が見出されるような人格の概念も、ますます多く力もってくるのである。」 [Weber, 1951 = 1988: 270]

この様に、最終的な図式化はかなりミスリーディングであるが、ヴェーバー自身が合理性に於ける「目的」と「価値」との関係を全く見損なっていたという訳ではない。ヴェーバーが「目的合理性／価値合理性」のダイコトミイを明示したのは最後期の事であり、彼の社会学的記述の多くにはそのダイコトミイは使用されていない。それが、ヴェーバー自身の概念使用に於ける慎重さ、周到さと相俟って、このダイコトミイによる記述上の混乱の発生を抑えている。しかしそれでも、「目的合理性の立場から見ると、価値合理性は、つねに非合理的なものであり、とりわけ、行為の目指す価値が絶対的価値へ高められるにつれて、ますます非合理的

になる」 [Weber, 1922 = 1972: 41] といった言明はやはり受け入れ難く、そうした概念による記述は方法論的に問題があると考えられる。例えば、「その行為の独自の価値（純粋な信念、美、絶対的な善意、絶対的な義務感）だけが心を奪うようになると、価値合理性は、ますます行為の結果を無視するようになる」 [ibid] といった記述について言うならば、「価値合理性」がその様なものであるというよりは、その様な行為を「合理的」であると記述する事がますます不適切に、リダンダントになってゆくのである。このリダンダンシイは現実の行為の上ではなく、その観察・記述の局面で生じている。先の、目的合理性と価値合理性が原理的に対立するものであるかの様な記述も、これまで論じてきた様に現実の行為の合理性構造には当てはまらない。それは、行為者の一次レヴェルでの準拠問題と、観察者の二次レヴェルでの準拠問題の相違を反映している可能性もある。即ちここには、いわゆる行為者視点と観察者視点、還元すれば、記述に於けるオブジェクトレヴェルとメタレヴェルの重層性が現れていると言えるのである。その視点の二重性が行為の性格付けの平面に投影されているのだとすれば、ここには、単一行為の合理性の構造をなす二次元を一次元に縮減したのと同じ様な問題が現れている。ヴェーバー自身の「目的合理性／整合合理性」のダイコトミイなども、二つの視点の間の因果解釈の相違として、この点に関係してくるものとして興味深い。

「目的合理性／価値合理性」以外に、ヴェーバーが実際に使用した類似の図式に「形式合理性／実質合理性」がある。これについては節を改めて考察するが、「目的合理性／価値合理性」にしても「形式合理性／実質合理性」にしても、或る行為を「価値合理的」又は「実質合理的」

であるとレイベリングする事によって正当化し、それに対して対立的な行為を「目的合理的」又は「形式合理的」であるとレイベリングする事で批判するという営為は慎まれねばならない。しかし、例えばレイモンド・マーフィはこれをほぼそのまま使用しつつ、「大量虐殺」が合理的と言い得るかどうかを論じ、二つの合理性を区別して「形式合理性／実質合理性」を適用している [Murphy, 1988 = 1994: 257-]。しかしこれは、当該の準拠価値を上位の価値に照らして判断するか⁽⁸⁾、或いは端的に記述の準拠する価値の問題であり、「合理性」を分類すべき問題では無い。ハーバーマス等の「認知的・道具的合理性」という概念にしても、それが「合理性」である限り「認知的・道具的」性格は論理必然的に伴われるものであり、それを分類指標にする事は好ましくない⁽⁹⁾。

5. 「形式化」と準拠問題

「形式合理性／実質合理性」のダイコトミイもまた興味深い問題を指し示している⁽¹⁰⁾。ここでも「目的合理性／価値合理性」に関して指摘した様な二項間の関係が現れる。形式合理性の「形式性」の背後には必ず何らかの準拠問題が存在している筈であり、そのプロブレマティクが加工されて初めて、より規定度の高い行動指針、言い換えれば合理性を測定する基準、が析出されるのである。ヴェーバーは、「一つの経済的行為は、すべての合理的な経済に固有な『事前の配慮』が、量的に、つまり『計算可能』な熟慮というかたちで表示され得、またじっさいそのように表示される度合いが高ければ高いほど、形式的に『合理的』と呼ばれるべきである」 [Weber, 1972 = 1979: 331] と述べているが、本稿で言うところの準拠問題（プロブレマティク）

とはこの「事前の配慮」に近い⁽¹¹⁾。形式合理性とは、プロブレマティクが加工されて形式化されており、その形式に沿った行為（その限りで合理的な行為）が行われる、という事を意味する。そして、形式合理性概念に対する実質合理性概念の種別性は、加工され形式化されたプロブレマティク以外にも準拠すべきプロブレマティクが存在するという事を指し示している点に存する。

しかしながら、「価値合理性／目的合理性」のダイコトミイについて示した様に、全く形式化即ちプロブレマティクの加工が為されていないならば、そもそも或る行為が合理的か否かを判定する事は困難である。また、より重要な事には、形式合理性が実質合理的でないという場合には、「形式合理性」と「実質合理性」という2つの合理性類型が対立しているのではない。そこで衝突しているのは、形式化されている或るプロブレマティクと、未だ形式化されざる（という事は恐らくは未だ準拠問題として受け止められていない）プロブレマティクである。砕けた言い方をすれば、価値と価値の衝突であって、このアポリアを「形式／実質」といったダイコトミイで表現するのはやはりミスリーディングとなる危険性がある。形式合理性が問題となるとすれば、それは「形式的」であるが故にではなく、何らかの準拠すべきであると考えられているプロブレマティクに準拠していないからである⁽¹²⁾。問題は、準拠問題間の相違もしくは相克である。だとすれば、問題の焦点は、如何なる準拠問題が存在するのか、どの準拠問題が「加工」され、形式化されているか、準拠問題間にどのようなトレードオフ関係が存在するのか、といった事になるだろう。

ヴェーバーの考えていた事を推測すると、それは、一旦形式化された或る種の問題解決が

(これは決して最終的に問題性を消滅させるものたり得ない事を想起して欲しい)、自らの固有法則性を持って自己展開して行くという事態(場合によってはその様な事態に対する危惧)では無いだろうか。しかしそれならばやはり「形式化/非(未)形式化」「確定性/流動性」、或いは規定度の高さ、などの様により直接的な概念枠でもって問題化すべきであったのではないだろうか。確かにそれらの語意で記述した場合、その記述のもつ読者への訴力は極端に低下したかもしれない。

ヴェーバーやハーバーマスのダイコトミイが少なからぬ説得力を持つのは、或る意味でそれが日常用語の連続線上にある事にもよっている。それらは馴染み深いものであり、分かり易いものである。例えば、「経営の合理化」等の言葉が企業などでは日常的に使用されるが、目的合理性・形式合理性・道具的合理性等の概念は、こうした日常的な語用を反映していると言える。そこでは「合理性」が常に「何か」(評価的レベル・価値地平)に対し時に初めて「合理的」と言い得るのだという点がしばしば見失われている(これと同様の事は「機能」概念についても言える)。それはその際の価値地平がかなり自明的に共有されている為だろう。しかし社会学的には、もし「合理性」概念を理論的な分析・記述の道具とするのであれば、この様な日常的語用をそのまま反映させた様な概念構成は受容し難い。

ヴェーバーは準拠問題間のトレードオフに強い関心を持ち、それを図式そのものの中に投射してしまったが、正にその具体的・歴史的なトレードオフが重要なものであった為に、その記述は社会科学に絶大な影響を残した。ヴェーバーが、その理論図式に於いては極めて問題が多かったにも拘らず類稀な社会学者であり得た由

縁は、その鋭い現実感覚・歴史感覚である。彼が図式レベルで組み立てた類型論はどれも問題を孕んでいるにも拘らず、それを取り上げる事が有意味であるのは、その彼の思考が確かに或る重要な課題の周囲を巡っているからではないだろうか。しかし彼の類型をそのまま記述・分析に使用する事は出来ない。本稿は彼の関心の焦点を興味深いものとして取り上げつつ、その類型論を批判的に検討する事を通じて「合理性」の概念特性を分析的に明らかにする試みである。

註

- (1) 今や代表的なヴェーバー学者の一人であるW・シュルツターは積極的に進化論的読解を試みているし [Schluchter, 1979 = 1987] [Schluchter, 1980 = 1984]、S・プロイアーも多少の読み込みを行いつつ、やはり一つの進化史の叙述と見ている [Breuer, 1978 = 1986]。但し本稿にとって関心があるのは、ヴェーバーの記述が進化論的である(或いは進化論的に解釈される)という事ではなく、それが「合理性」「合理化」を中心としている、或いはそれらを中心に解釈され得る、という事である。
- (2) 「マックス・ウェーバーはかつて、合理主義的生活形成の進展を、西欧の政治的ならびに社会・経済的發展における最も顕著な傾向と見た。私にはしかし、ここで取り扱う時期においては、ひとりこの過程が主導的な役割を演じたとは思えない。むしろその点で第一に重要なのは、あらゆる生活領域において見られる規律化と従属化ともいふべき大きな事態であって、合理化は一たとえそれが単なる周辺的現象として位置づけられることは決してないにしても一いわば部分的な出来事にすぎないのである。」 [Oestreich, 1969a = 1982: 205]、
「ドイツの社会学者マックス・ウェーバーは、生活

態様・生活態度の合理化を、ヨーロッパの政治的発展、社会・経済的発展においてすべてのものを凌駕する全体的傾向とみた。ウェーバーはこの合理化を、ほかならぬ絶対主義時代についても支配的なものと考えたのである。こうしたウェーバーの見解に対して、私は絶対主義時代における社会的規律化をこの時代の基礎的過程、基礎的事実、指導理念として提示したい。ただし国家化という決定的に重要なプロセスは、上述したように、合理的なるもの本質的な構成要素である集権化と制度化ということではその一部しか捉えることができず、最も重要なのはむしろそれとは別のことだからである。[Oestreich, 1969b = 1982: 245]。プロイアーはこの対置化を等置化を以て置き換える。「全体的合理化はヴェーバーにとってはつねに全体的規律化でもある。」[Breuer, 1978 = 1986: 83]。或いは[Breuer, 1991: 210-213]を参照。そこでは明示的にエーストライヒに言及しつつ、「合理的支配」を可能にするものとして「機械化」と「規律化」を挙げている。

(3) 「伝統的支配」の類型もまたしばしば「伝統的行為」の類型の上に立脚したものとして解釈されている（そしてヴェーバー自身恐らくは半ばその様に考えていた）が、伝統的行為が上述の二義性を有する事と同様に、伝統的支配も二義性を有している。この点についてLuhmannが簡潔に指摘している。「包括的な卓越した役割に基づく疑問の余地なき自明の支配を、伝統的に正統化された支配、例えば『支配者としての世襲的家系』の支配というようなものから区別せねばならない。このように考えることによって、正統性問題が自覚された後にも、何よりも伝統的正統化が一貫して支配的であるという事実とその理由とが理解可能なものになる。」[Luhmann, 1965 = 1989: 258]。そして歴史的には正に後者の類型が重要なのである。更に、多くの歴史学者が、中世に於いては「旧いから良

い」と考えられたというよりもむしろ多くの場合「良いから旧い」と考えられた事を示している。例えば「かれらがその中で生きていた秩序を、かれらは『古い』ものと見なしていたが、それは、この秩序がかれらの確信するところによれば良いもの、すなわち正しいものであったからであり、また、この秩序は、良いもの・正しいものであったればこそ、現在においてもおこなわれているし、それと同じように歴史の中でもおこなわれてきた、と考えられたからなのである。」[Brunner, 1968 = 1974: 227]、「古いノルウェーの法律の大半は、実際にはより後代に行われた慣習法の記録であるにもかかわらず、『聖オラフの法律』であると考えられた。イギリスにおいては十二世紀初頭の法典の編纂は『エドワード懺悔王の法典』と呼ばれたが、実際には彼とは何の関係も無かった。」[Гуревич, 1984 = 1992: 245] この第3章には、中世の人々が自分たちの考える倫理・法を過去に遡及的に投射していた事が記述されている。近代については、例えばEric Hobsbawmら[Hobsbawm, 1983 = 1992]を参照。これらは、「時間的持続一価値付与」という説明図式にとどまり得ない事をも示している。

(4) 「システムの基本問題は、その問題が消滅するようにシステム構造によって最終的に解決されるのではない。それは専ら一定の形式を維持し、この形式に於いて行為者に対する行動の負荷として課せられている。問題性Problematikが持続している事は、システム／環境—理論の基本的な考え方の中にある。即ち、全ての不変性はシステムの様々な働きの特有の組合せによって、システムとは別様に動いている環境から獲得されなければならないのであり、その限り、かかる不変性は依然として解決されるべき問題として残されている。」[Luhmann, 1974: 40-41]

(5) 例えば恒常的問題性として「自然環境の保護」を、そこから導出され得る、即ち加工された問題とし

て「〇〇地区での森林に於ける△△種の樹木の伐採を◇◇の期間は□□%削減する」だとか「〇〇地区でのごみ回収では炭酸カルシウム30%含有の半透明ごみ袋を義務付ける」だとか、或いは「〇〇製品に含まれる△△物質は今後年率□□%ずつ減らす」などを考えて見れば良いだろう。上の例は意図して規定度を高めてあるが（とは言っても行政的決定では通常この様な形式をとる）、それによって、ここで述べる特性が当てはまっているという事が見て取れると期待している。とりわけ、「解決された問題」が尚も問題性を孕んでいる（根源的プロブレマティクは依然として存続している）という点は明白であろう。根源的プロブレマティクを最終的に解消する形での問題加工を追求するというアプローチに対しては本稿は懐疑的である。

- (6) [Luhmann, 1973 = 1990: 145-146] 参照。この転換が、確実な予期よりも不確実な予期の方が「はるかにしっかりと学習される」事の前提となっている。
- (7) プロイアーは、「合理化」は行為の相対的な任意性を解放する事であると定義しているが [Breuer, 1991: 200]、これは因果地平の拡張という意味でこの合理性把握の一側面のみを表現している点で、満足のゆくものではない。
- (8) 念の為に言えば、価値の上位・下位はあくまで当事者の主観に於ける問題であり、理論レヴェルで判定できる種類のものではない事は当然である。
- (9) 「認知的・道具的合理性」或いは「機能的合理性」といった概念は社会的ゼマンティックとの共通性を有していると言えよう。それ故、単に「合理性」研究と言った場合には、もう一つの研究のタイプがあり得る。それは正に社会的なゼマンティックとしての合理性の意味内容及びその概念使用がもたらす効果を分析するものである。その様な研究を考えた場合に、本稿とも関連して来るポイントは、少なくとも西洋に於いては合理性＝理性ratioのゼ

マンティックが広く存在してきたという事である。ハーバーマスの図式のもう一つの項、即ち「コミュニケーション的合理性」の概念にはこの歴史的ゼマンティックが色濃く影響を及ぼしていると言えよう。それは「ある発言の合理性は、批判および根拠づけが可能かどうかにかかっている」[Habermas, 1981 = 1985: 32]「責任をとりうる人格のみが、合理的態度をとりうる」[ibid: 38] という言明にも表れている。この歴史的ゼマンティックは必ずしも日本の文脈では共有されていない。人々が「合理性」という概念を用いる事で、認知されるところの「世界」を如何に組織化しているかを知る上で、また西洋の議論と日本での議論の僅かなずれがそこに観察されるかも知れないという意味でも非常に興味深いテーマではあるが、本稿では取り上げる余裕が無い。

- (10) 『経済と社会』という名で知られるヴェーバーのテキストに於いてはこのダイコトミは主に、貨幣計算の形式合理性の実質的な基盤、家産制に支配に於ける裁判の実質的志向性、法の形式合理化と実質合理化という3つの文脈に於いて登場する。その内、経済の形式合理性と実質合理性を定義した箇所には次の様にある。「経済行為の形式合理性とここでいうのは、その経済行為にとって技術的に可能でもありまた現実的に経済行為に適用されてもいる計算の度合いのことをさすものとしよう。これにたいして、実質合理性というのは、経済的志向をもった社会的行為による一定の人間集団…のそのときどきの財供給が、一定の価値基準の公準 [それがどのような性質のものであれ] という観点から、そのような公準のもとで観察されて、行われているまたは行われうる度合いのことをさすものとしよう。この価値評価の公準は高度に多義的である。」[Weber, 1972 = 1979: 330] 因みに述べておくと、ヴェーバーに於ては「実質合理性／形式合理性」と「価値合理性／目的合理性」

のダイコトミイは同時には使用されていない。既に述べた様に後者は『社会学的基礎概念』に出て来るが、前者は『理解社会学のカテゴリー』に登場する。「実質合理性／形式合理性」と同時期に用いられているのは『目的合理性／整合合理性』のダイコトミイである。これは上の二つのダイコトミイとはまた違った問題、即ち観察する者と観察される者の関係、つまり記述の視点を巡る方法論上の問題に関連してきている。本稿で保留したシステム概念の検討などにも関連してくるものであるが、ここでは言及するに止めておく。

- (11) ヴェーバーはこれに「すべての合理的な経済に固有な」という限定を加えているが、これは経済的合理性がどの様な準拠問題に対処すべきかとい

う問いに対して予断しているのであり、ここでは受容出来ない。合理性を判定する際にこの様な限定を加えてしまうと、そもそも貨幣計算の形式合理性の実質非合理性というテーゼがトリヴィアルとなってしまふ。更に、貨幣に関してはこの様な限定はもっともらしくとも、法に関してはより問題を孕んだものとなるだろう。

- (12) 「この実質的合理化が意味していることは、まさに、抽象的な意味解明の論理的一般化ではなくて、それとはちがった性質の権威をもつ規範が、法律問題の決定に対して影響力をもつべきであるということ」[Weber, 1972 = 1974: 105] という記述は本稿と同様の了解を表現していると言えないだろうか。

【参考文献】

- Breuer, Stefan. 1978, "Die Evolution der Disziplin", in: *Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie* = 1986, 諸田・吉田訳, 『規律の進化』, 未来社
- 1991, *Max Webers Herrschaftssoziologie*, Campus
- Brunner, Otto. 1968, *Neue Wege der Verfassung- und Sozialgeschichte*, Vandenhoeck & Ruprecht = 1974, 石井他訳, 『ヨーロッパその歴史と精神』, 岩波書店
- Гуревич, Арон Я. 1984, *Категории средневековой культуры*, изд. <Искусство> = 1992, 川端・栗原訳, 『中世文化のカテゴリー』, 岩波書店
- Habermas, Jürgen. 1981, *Theorie des kommunikativen Handelns*, Suhrkamp = 1985, 河上他訳, 『コミュニケーション的行為の理論』(上), 未来社
- Hobsbawm, Eric /Ranger, Terence. (eds.) 1983, *The Invention of Tradition*, Cambridge Univ. Press = 1992, 前川・梶原他訳, 『創られた伝統』, 紀伊國屋書店
- Luhmann, Niklas. 1965, *Grundrechte als Institution*, Duncker&Humblot = 1989, 今井・大野訳, 『制度としての基本権』, 木鐸社
- 1968, *Zweckbegriff und Systemrationalität*, J. C. B. Mohr = 1990, 馬場・上村訳, 『目的概念とシステム合理性』, 勁草書房
- 1971, *Politische Planung*, Westdeutscher
- 1973, *Vertrauen*, Ferdinand Enke = 1990, 大庭・正村訳, 『信頼』, 勁草書房
- 1974, *Soziologische Aufklärung*, Westdeutscher
- Murphy, Raymond. 1988, *Social Closure*, Oxford Univ. Press = 1994, 辰巳訳, 『社会的閉鎖の理論』, 新曜社

- Oestreich, Gerhard. 1969a, "Reichsverfassung und europäisches Staatensystem 1648 bis 1789", in: Oestreich, *Geist und Gestalt des frühmodernen Staaten*, Duncker&Humblot = 1982, 「帝国国制とヨーロッパ諸国家体系」, 成瀬編訳, 『伝統社会と近代国家』, 岩波書店, 所収
- 1969b, "Strukturprobleme des europäischen Absolutismus", in: *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte* = 1982, 「ヨーロッパ絶対主義の構造に関する諸問題」, 成瀬編訳, 『伝統社会と近代国家』, 岩波書店, 所収
- 佐藤俊樹. 1993, 『近代・組織・資本主義』, ミネルヴァ書房
- Schluchter, Wolfgang. 1979, *Die Entwicklung des okzidentalen Rationalismus*, J. C. B. Mohr = 1987, 嘉目訳, 『近代合理主義の成立』, 未来社
- 1980, *Rationalismus der Weltbeherrschung*, Suhrkamp = 1984, 米沢・嘉目訳, 『現世支配の合理主義』, 未来社
- Weber, Max. 1913, "Über einige Kategorien der verstehenden Soziologie", in: *Logos* 4-3 = 1990, 海老原・中野訳, 『理解社会学のカテゴリー』, 未来社
- 1920, *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, J. C. B. Mohr = 1972, 大塚・生松訳, 『宗教社会学論選』, みすず書房
- 1922, *Wirtschaft und Gesellschaft*, J. C. B. Mohr = 1972, 清水訳, 『社会学の根本概念』, 岩波書店
- 1951, "Roscher und Knies und die logischen Probleme der historischen Nationalökonomie", in: *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, J. C. B. Mohr = 1988, 松井訳, 『ロッシャーとクニース』, 未来社
- 1972, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 4. Auflage, J. C. B. Mohr = 1974, 世良訳, 『法社会学』, 創文社, = 1979, 富永訳, 「経済行為の社会学的基礎範疇」, 『世界の名著61 ウェーバー』, 中央公論社

(すぎの いさむ)